令和２年２月
遊佐町農業委員会第 12 回総会議事録

1. 開催日程　　令和２年２月 25 日（火）　 午後２時 00 分～午後３時 20 分
2. 場　　所　　遊佐町役場　２階　202 会議室
3. 会議に付した議案

　　報告事項１　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
　　報告事項２　解約について
　　報告事項３　農地法第 18 条第６項の規定による通知受理について

　　議題 53 号　非農地証明願いについて
　　議第 54 号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による
　　　　　　　農用地利用集積計画の決定について
　　議第 55 号　農用地利用配分計画案について
　　議第 56 号　令和元年遊佐町実勢賃借料情報の認定について
　　議第 57 号　遊佐町農作業基準賃金の設定について
　　議第 58 号　遊佐町参考賃借料について

4. 出席委員　　（16 名中 15 名）

番号	氏　名	番号	氏　名	番号	氏　名	番号	氏　名
1	齋藤　勝広	2	三浦　祐輝	3	荒生あや子	4	髙橋　敬
5	小松　正志	6	今野　忠勝	7	小野寺一博	8	菅原　幸男
		10	榊原　一男	11	髙橋　正樹	12	大谷　進一
13	石垣　建	14	鈴木　寿一	15	伊原ひとみ	16	佐藤　充

5. 欠席委員　　（1 名）

番号	氏　名	番号	氏　名	番号	氏　名	番号	氏　名
9	鈴木　一弥						

6. 出席農地利用最適化推進委員　　（0 名）

地区	氏　名	地区	氏　名	地区	氏　名	地区	氏　名

7. 欠席農地利用最適化推進委員　　（0 名）

地区	氏　名	地区	氏　名	地区	氏　名	地区	氏　名

8. 事務局出席者　　　　（3 名）
　佐藤啓之事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事
9. 関係機関・団体等その他出席した者　　（0 名　なし）

10.　会議の概要

事務局長	新型コロナウイルスの関係で報道が過熱しておりますが、本日方針が出されたということですので、新型コロナウイルス会議が開催されるというお話です。まずは、注意にしかなりませんけれども、ご承知おき願えればと思います。 皆さんお揃いですので、遊佐町農業委員会2月定例会開会させていただきます。 はじめに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。 （10番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する）
10番榊原一男委員	皆さんご苦労様です。本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員1名、出席委員15名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。 以上報告を終わります。
事務局長	ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。
会長	お忙しい中、ご苦労様です。先ほど事務局長からもありましたけれども、今、世界中で新型コロナウイルスが猛威をふるっております。新聞を見ますと、酒田のイベント、役場のイベントの中止、また、先生・子どもへの感染防止と、学校全体に影響が出てきています。皆さんの方も、手洗い・うがい、それから人ごみはなるべく避けることが自分自身の感染予防になるかもしれません。 先週、県の会議で、皆さんからいただいた義援金について話がありましたけれども、昨年の台風15号と19号がありまして、15号では800億円、19号では3,000億円の被害ということで、農業委員の方々からいただいた金額では26,720,000円の義援金が集まったということです。被害が大きい順に長野県・宮城県・福島県・千葉県・栃木県・茨城県と700万円から1,600万円の贈呈と深く感謝の報告がありました。早い復興を願っております。 前に、未登記農地についての改正がありました。今回、「土地基本法の抜本的改正」として、所有者不明の土地・管理不全の土地等に対する改正法が検討のようです。要は、所有者が登記など権利関係の明確化「相続も含め」、管理不全の土地の解消など、責務として位置付けるということを新たに設ける規定で、2021年の秋の改正として提案を目指しているようです。 それから、先週の17日に、酒田の五十嵐会長と、農業会議の木村専務理事がおいでになり、課長と町長は別の会議があって出席できませんでしたが、副町長、係長、私と最適化交付金のことについて説明を受けました。このことについては皆さんからも報酬が少ないということで、受け取ってもらいたいということで、現在35市町村の中で、16市町村が取り組んでいて、さらに6市町村が取り組みとのことでした。農業委員会活動への国からの補助金で町の負担は一切なしであります。取り組み次第では活動報告・日誌・まとめ等々、自分の活動が成果としてもらえる交付金です。それには、議会への条例改正が必要ですが、皆での検討をお願いします。 それでは、本総会に提出されました、案件の慎重審議、よろしくお願いいたします。

事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会　会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 〈異議なしの声〉 では5番小松正志委員、6番今野忠勝委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 始めに、報告事項について、事務局より説明願います。 （事務局長が挙手し、議長が指名する）
事務局長	（報告事項、朗読説明）
議長	事務局より補足説明願います。 （事務局が挙手し、議長が指名する）
事務局	説明いたします。 報告事項1．農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、合計7件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 補足説明資料は、1ページをご覧ください。個別に説明させていただきます。 番号32　計7筆、13,245㎡ 番号33　計3筆、99㎡ 番号34　計2筆、2,959㎡ 番号35　計1筆、611㎡ 番号36以降は他市町村の方です。 番号36　計1筆、7,239㎡ 番号37　計5筆、15,193㎡ 番号38　計13筆、10,671㎡ 以上7件、全て相続による所有権の取得です。 続きまして、報告事項2.解約について、 番号10　計2筆、9,174㎡ 解約の事由は第三者へ利用権設定を行うためです。議第54号（2）番号91で利用権設定を行います。 続きまして、報告事項3.農地法第18条第6項の規定による通知受理について、農地法第18条第1項第2号、農地の引き渡し期限前、6箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知受理のみで足りる内容となっております。 こちらについては差替えがありますので、差替えしたものをご覧ください。差替え前のものに番号50-1、50-2が追加となっております。 番号41　貸人、借人ともに同集落の方です。 計23筆、24,685㎡ 解約の事由は、契約方法の変更のためです。議第54号（2）番号101で

農地中間管理機構へ貸付を行い、議第 55 号で現在の借人とマッチングします。契約方法を農地中間管理事業に変更するための解約です。

番号 42　貸人、借人ともに同集落の方です。

計 7 筆、8,658 ㎡

解約の事由は第三者へ利用権設定を行うためです。

2 筆については、議第 54 号（2）番号 103 で農地中間管理機構に貸付を行い、議第 55 号でマッチングを行います。

残りの筆については来月総会で、第三者に利用権設定を行う予定です。

続きまして、

番号 43　計 1 筆、125 ㎡

解約の事由は、国土交通省による収用のためです。令和元年 12 月に国土交通省へ売買となっております。

続きまして、番号 44 と 45 は所有権移転のための解約です。

番号 44　計 1 筆、3,701 ㎡

議第 54 号（1）番号 31 で所有権移転を行います。

番号 45　計 3 筆、3,383 ㎡

議第 54 号（1）番号 32 で所有権移転を行います。

続きまして、番号 46 から 49 は、借人が農業部門から撤退するため、解約するものです。

今後の借り手については番号 46 を除いて借人で探し、決定しているとのことです。番号 46 については農業委員会にあっせん届出書の提出があったため、借り手を農業委員会で探したところ、認定新規就農者が借りるということで話がまとまりました。

来月総会で申請の予定です。

それでは個別に説明します。借人はすべて同一人です。貸人はすべて他市町村の方です。

番号 46　計 2 筆、4,200 ㎡

番号 47 と 48 の貸人は同一人です。番号が 2 つに分かれている理由は、それぞれ別の時期に申請したため、集積計画書が二つに分かれているためです。番号 47 は平成 28 年 4 月総会に申請、番号 48 は平成 30 年 4 月総会に申請　のあったものです。集積計画書ごとの解約となります。

番号 47　計 1 筆、3,002 ㎡

番号 48　計 1 筆、2,020 ㎡

続きまして、

番号 49　計 1 筆、1,000 ㎡

番号 50-1、50-2 は農地中間管理機構を介した契約の解約です。来月総会で所有権移転を行うため、解約するものです。

計 13 筆、19,914 ㎡

番号 51 以降は受け手変更のための解約です。

すべて農地中間管理機構を介した契約で、これまでの借人との契約を解約し、新たな借人とマッチングするための解約です。

新たな借人とのマッチングについては、議第 55 号で説明します。貸人はすべて農地中間管理機構です。

番号 51　計 2 筆、11,968 ㎡

番号 52 と 53 の借人は同一人です。

番号 52　計 29 筆、53,409 ㎡

	これまで農事組合法人の構成員として、借人が耕作していた土地の解約です。借人が体調面から耕作することが難しくなったため、解約して第三者に受け手変更を行うものです。 　番号 53　計 2 筆、5,916 ㎡ 　これまでは所有者が管理していましたが、第三者へ受け手変更します。 　番号 54　計 2 筆、2,813 ㎡ 　議第 55 号で別の農事組合法人とマッチングします。今後はその農事組合法人の構成員の方が耕作するとのことです。 　以上です。
議長	ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 （11 番髙橋正樹委員が挙手し、議長が指名する）
11 番髙橋正樹委員	はい、番号 46 から 49 について、農業部門からの撤退ということなんですが、主な理由としてはなんでしょうか。
事務局	借人からは農業部門から撤退するということしか聞いていなかったんですけれども、法人で実際に農作業に従事した方も退職されたということで、詳しい内容について伺うことはできなかったんですが、他市町村の農業委員会の総会資料を見ても同じ理由が記載されていて、離農のためということで、記載されておりました。
議長	はい、わかりました。他に質問ありましたらお願いいたします。 （質問、意見なし） 　それでは無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 　議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原ひとみ委員長より報告をお願いします。 （15 番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する）
15 番 伊原ひとみ会長代理	2 月 19 日に、202 会議室で委員 7 名中 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 54 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 53 号　非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。 （事務局長が挙手し、議長が指名する）
事務局長	（議案書、朗読説明）
議長	事務局より補足説明願います。 （事務局が挙手し、議長が指名する）
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は 1 ページから、補足説明資料は 2 ページからご覧ください。 　番号 11　計 1 筆、1,848 ㎡ 　申請地は都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外で、 　昨年の 10 月総会で遊佐農業振興地域整備計画の変更について、いわゆる農振除外について町長から農業委員会の意見を求められ、変更事由相当として町長に回答した土地です。 　1 月 20 日付けで農業振興地域整備計画変更の決定公告がなされましたので、このたび非農地証明願いが出されたものです。

	通常、住宅を建築する場合などは農振除外を行い、その後、農地転用の手続きとなりますが、今回の申請地につきましては、昭和年代から現在のような状況となっており、畑として利用したことはなく、山林、原野化しており、土地自体起伏もあり、農地に復元することは著しく困難で、復元しても農地として継続利用できない状況であると考えます。 地目変更後は、第三者が他市町村から移住し、地域の野菜、山菜等の食材を活用した料理の提供や地域住民等を講師とした家庭料理、食材の加工保存等の講座開設、地域の環境を活かした自然環境や野外活動等に関する各種講座を開設するなど地域内外の人の交流の場としてのカフェ兼住居を建設するため、その第三者に所有権移転したいとのことです。補足説明資料に農振除外の際に提出された事業計画書を添付しております。 以上、現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思います。 19 日に、髙橋土地専門部会長、大谷副部会長、今野部会員の 3 名で現地調査を行っていただきましたので、後ほど報告をお願いいたします。 以上です。
議長	それでは 11 番髙橋正樹部会長より、現地調査の報告をお願いします。
11 番髙橋正樹委員	はい、19 日に現地に行って見てきたんですけれども、19 日の時点で申請地の集落にまったく雪がないということで、びっくりして見てきました。審査基準書の 2 ページ、3 ページをご覧ください。写真に写っているんですけど、この道路から眺めてみますと、写真以上に小高い丘のようになっていて、人の歩く道みたいなものはあったんですけれども、車が通れるような状態ではなく、なおかつ、周りに水がなく、農地として利用するには困難だと見てきました。よって許可相当だと思います。 以上です。
議長	はい、ありがとうございます。次に 12 番大谷副部会長からも現地調査の報告をお願いします。
12 番大谷進一委員	はい、報告します。部会長の説明にありましたけれども、許可相当だと思います。付け加えれば、初めに、写真の 2 枚目を見ますと、鳥海山が良く見えますので、カフェができたらぜひ皆さんからも行ってもらいたいと思います。 以上です。
議長	最後に、6 番今野忠勝委員からも現地調査の報告をお願いします。
6 番今野忠勝委員	はい、部会長と副部会長と 3 名で見させていただきました。竹林で大変な所なんですけれども、今まで作ったのを見たことがない場所でした。上から見て思ったんですが、とても見晴らしのいい場所で、所有者と話しをしているときもそういった状況だったんで、いいかなということで、特に問題はないということで、見させていただきました。 以上です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 （8 番菅原幸男委員が挙手し、議長が指名する）
8 番菅原幸男委員	譲受予定者の方は、職業は農業ではないんでしょうか。 （事務局が挙手し、議長が指名する）

事務局	元行政職員で、森林分野に長けた方で、退職されて○○に再就職している方です。
8番菅原幸男委員	はい、わかりました。
議長	他に、意見、質問があればお願いします。 （質問・意見なし） それでは無いようですので、ここで質疑を終了し、採決いたします。 議第53号　非農地証明願いについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 （出席委員全員挙手） 全員賛成ですので、議第53号　非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。 次に、議第54号　農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 （事務局長が挙手し、議長が指名する）
事務局長	（議案書、朗読説明）
議長	事務局より補足説明願います。 （事務局が挙手し、議長が指名する）
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は4ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、（1）所有権移転は3件、（2）利用権設定は新規設定が9件、再設定が6件となっております。 計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。 計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 （1）所有権移転について すべて売買による所有権移転です。 番号30　譲渡人、譲受人ともに同集落の方です。 計1筆、435㎡ 単価は1,000,000円、総額435,000円です。 譲受人の希望による売買です。野菜の苗の育苗用ハウスを建てるため、土地の購入を希望したそうです。現地調査は大谷委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。 番号31　計1筆、3,701㎡ 単価は500,000円、総額1,850,500円です。 所有者の希望による売買です。 申請地はこれまでも譲受人が代表を務める法人が借り、耕作していた土地です。譲受人は法人の代表取締役で、世帯の全ての農地が法人に貸付けられているため、経営面積は0となっています。経営面積0では売買できませんが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第二条第三項第二号 イからチまでに掲げる者に限る。）が当該農地所有適格法人に前項第二号に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合に基づき、利用権設定を前提に所有権移転を行うことができます。 なお、次に説明します利用権設定で、譲受人から法人へ賃貸借契約が結

	ばれます。 現地調査は鈴木寿一委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。 番号32　計3筆、3,383㎡ 総額1,700,000円です。 これまでも譲受人が借り、管理していた土地です。所有権移転は所有者の希望によるものです。現地調査については番号31と同じく、鈴木寿一委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。 所有権移転については以上です。 （2）利用権設定について、 番号89　貸人、借人ともに同集落の方です。 計1筆、5,849㎡ 単価は17,000円で、期間は10年です。 同一人と再設定です。 番号90　計7筆、20,506㎡ 単価は15,000円で、期間は10年です。同一人と再設定です。 番号91　貸人、借人ともに同集落の方です。 計2筆、9,174㎡ 単価は10,000円で、期間は10年です。 新規に設定です。申請地はこれまで、貸人の農業者年金受給のため、同世帯の後継者が使用貸借契約の借人として設定されていました。 今回貸人の希望により第三者に貸付となり使用貸借契約は解約となりますが、解約する使用貸借契約は再設定済みのため、解約を行っても農業者年金の受給に影響はありません。 番号92　計1筆、4,179㎡ 単価は20,000円で、期間は5年です。同一人と再設定です。 番号93は貸人、借人ともに同集落の方です。 計1筆、698㎡ 単価は5,000円で、期間は5年です。新規に設定です。 貸人の希望により申請に至ったそうです。今までも自作で保全管理していたそうですが、田としてはぬかるような田で条件が悪い土地で、今後も保全管理するということでした。 番号94は貸人、借人とも同集落の方です。 計12筆、29,302㎡ 単価は17,000円で、期間は3年です。同一人と再設定です。 番号95は貸人、借人ともに同集落の方です。 計2筆、3,528㎡ 単価は19,000円で、期間は3年です。同一人と再設定です。 番号96は貸人、借人とも同集落の方です。 計4筆、7,000㎡ 単価は6,000円で、期間は10年です。 新規に設定です。 貸借は借人の希望とのことです。 内面積となった理由は木が生えているような部分を除いたためです。 番号97　計1筆、3,701㎡ 単価は2,500円で、期間は5年6ヶ月です。

	新規に設定です。 利用権設定をする理由は、さきほど所有権移転の（1）番号 31 で説明したとおりです。 単価と期間については、他の土地と合わせたものです。期間を揃えることによって、同じ時期に更新手続きができるため、更新の手間を省くことができるようになります。 番号 98　計 21 筆、45,946 ㎡ 賃借料は水利費込で、1 筆のみ 25,000 円で、それ以外が 25,200 円です。同一人と再設定です。 番号 99 から 103 までは農地中間管理機構を介した契約です。期間は 10 年、新規に設定です。 番号 99 と 100 について説明します。 番号 99 と 100 の申請地はこれまで、第三者が耕作していた土地です。その前借人が体調面などから今後作ることが難しくなったため、申請に至ったものです。単価はどちらも 17,000 円です。 番号 99　計 6 筆、35,235 ㎡ 番号 100　計 1 筆、1,247 ㎡ 番号 101　計 23 筆、24,685 ㎡ 単価は 15,000 円です。 貸人と同じ集落の方とマッチングします。 これまでもその方が借りて作っていましたが、契約の方法を中間管理事業に切り替えるため、申請がありました。 番号 102　計 1 筆、1,023 ㎡ 単価は 15,000 円です。 これまで第三者が相対で耕作していた土地ですが、第三者が体調面で耕作することが難しくなったため、別の第三者に貸付することになったそうです。 番号 103　計 2 筆、4,040 ㎡ 単価は 15,000 円です。 申請地はこれまで第三者が借りて耕作していた土地です。その第三者が体調の面で耕作することが難しくなり、他に借り手を探した結果、このような形で話がまとまりました。 所有者はこの 2 筆以外にも遊佐地区に田を所有しており、これまで前借人である第三者が借人でしたが、来月総会で別の方に利用権設定を行う予定です。 今回の 2 筆のみ別の地区だったため、前述した借り手とは別の借り手を探してもらいたいと希望があり、農業委員会で探した結果、このような形の申請となりました。 以上です。
議長	それでは (1) の所有権移転の番号 30 について、12 番大谷進一委員より、現地調査の報告をお願いします。
12 番大谷進一委員	はい、報告します。審査基準書は 4 ページよりご覧願います。2 月 12 日に現地を確認し、譲受人とも話をしてきました。譲受人本人は留守でしたが、後継者の方から話を聞いてきました、何ら問題ないかと思います。許可相当かと思います。

	以上です。
議長	次に（1）所有権移転の番号 31 と 32 について、14 番鈴木寿一委員より、現地調査の報告をお願いします。
14 番鈴木寿一委員	はい、報告します。番号 31 の方ですけれども、2、3 年前から申請地を作ってまして、毎年私の耕作する田の向かいなので、いつも見てますけれども、ササニシキを作っています。何ら問題はないと思います。 番号 32 の方ですけれども、譲受人はうちの自宅の隣の方なんですけれども、前所有者がこの前亡くなりまして息子さんが田を買ってくれということで、いくらくらいで買った方が良いか譲受人が私にも相談に来たんですけれども、だいたい単価が 50 万くらいじゃないかと思って説明したらそのとおりの金額で買うということで、毎年直播で植えています。毎年私も見てますけれども、何ら問題ないかと思います。 以上です。
議長	それでは質疑に入ります。 ただいまの事務局説明と現地調査報告に対して、何か質問意見等はございますか。 （質問・意見なし） 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 54 号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （出席委員全員挙手） 全員賛成ですので、　議第 54 号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 55 号　農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求めます。 （事務局長が挙手し、議長が指名する）
事務局長	（議案書、朗読説明）
議長	事務局より補足説明願います。 （事務局が挙手し、議長が指名する）
事務局	それでは説明いたします。町が作成する農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農地の受け手が「地域との調和要件」を満たしているか等、農業委員会の意見を求められたものです。 総会議案書の 18 ページと追加で配布したものをご覧ください。 第 4 回集積で新たにマッチング及び配分されるもので、新規分は議第 54 号の利用権設定で詳細は説明いたしましたので、割愛させていただきます。 追加でお配りした借受者変更の分ですが、№1 については、これまでは農事組合法人の構成員が耕作しておりましたが、その方が具合が悪く作れないということで、農協を通じてお話は受けていたのですが、中間管理事業のスケジュールに合わず、今年度のスケジュールに持ち越していたもので、第三者にお願いするものです。 №2 については、農事組合法人の構成員が耕作しておりましたが、その方が他の耕作しているところから離れているということで、近くを耕作し

	ている別の農事組合法人の構成員にお願いするものです。 　№3から№5までは農事組合法人の構成員が耕作しておりましたが、その方が体調を崩し耕作できなくなったため、3 名の方にそれぞれ振り分けて借受者変更するものです。 　№6 については、これまで農事組合法人で自作しておりましたが、第三者にお願いするものです。 　以上です。
議長	最初に、新規配分の番号 4 と借受者変更の番号 2 について審議いたします。 　この件につきましては、髙橋正樹委員に関する案件ですので、髙橋委員は一時退席をお願いします。 （11 番髙橋正樹委員　一時退席） 　それでは質疑に入ります。 　新規配分の番号 4 と借受者変更の番号 2 について、何か質問意見等はございますか。 （質問・意見なし） 　無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 　議第 55 号　農用地利用配分計画案について、の新規配分の番号 4 と借受者変更の番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （出席委員全員挙手） 　全員賛成ですので、議第 55 号　農用地利用配分計画案について、の新規配分の番号 4 と借受者変更の番号 2 について、原案のとおり許可することに決定いたします。 　髙橋委員は着席願います。 （11 番髙橋正樹委員　着席） 　次に、借受者変更の番号 3 について審議いたします。 　この件については、私に関することですので、会長代理の伊原委員に議長を交代いたします。 （議長を伊原会長代理と交代）
議長（会長代理）	暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。 　それでは、佐藤会長は一時退席願います。 （16 番佐藤　充会長　一時退席）
議長（会長代理）	借受者変更の番号 3 について審議いたします。何か質問・意見等はございますか。 （質問・意見なし） 　無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 　議第 55 号　農用地利用配分計画案について、の借受者変更の番号 3 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （出席委員全員挙手） 　全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。 　それでは、佐藤会長と議長を交代いたします。 （16 番佐藤　充会長　着席）
議長	それでは、これまで審議いただきました案件以外の新規配分の番号 1 か

	ら3、借受者変更の番号1と4から6までを審議いたします。 　何か質問・意見等はございますか。 （質問・意見なし） 　無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第55号　農用地利用配分計画案について、の新規配分の番号1から3、借受者変更の番号1と4から6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （出席委員全員挙手） 　全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。次に、議第56号　令和元年遊佐町実勢賃借料情報の認定について、事務局の説明を求めます （事務局長が挙手し、議長が指名する）
事務局長	（議案書、朗読説明）
議長	事務局より補足説明願います。 （事務局が挙手し、議長が指名する）
事務局	ご説明いたします。議案書は20ページをご覧ください。 　令和元年遊佐町実勢賃借料情報（案）でございます。農地法第52条に基づき毎年公表するものです。 　平成31年1月から令和元年12月までの間に締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10ａあたり）は、以下のとおりとなっております。 　農地区分毎の水稲及び普通畑と砂丘畑の賃借料の平均額、最高額、最低額、最も多く締結された単価、契約筆数、平均の価格の算出から除外した筆数については表のとおりとなっております。また、物納は金額に換算し集計しております。 　農政専門部会2月5日に開催をいたしまして、そこでも認定されたところでありますが、大変申し訳ないのですが、農政専門部会が開催された後、もう一度、再度確認ということで、集計してみたところ、数字違っておりますので、専門部会の方々は大変申し訳ありませんが、本総会に提出されたものが正確な数値となっておりますので、よろしくお願いします。 　以上です。
議長	それでは、ただいまの事務局の議案説明ありましたけれども、質問・意見等のある方は挙手願います。 （質問・意見なし） 　ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。 　議第56号　令和元年遊佐町実勢賃借料情報の認定について、原案のとおり認定する事に、賛成の方は挙手をお願いします。 （出席委員全員挙手） 　全員賛成ですので、議第56号　令和元年遊佐町実勢賃借料情報の認定について、原案のとおり認定する事に決定いたします。 　次に、議第57号　遊佐町農作業基準賃金の設定について、事務局の説明を求めます。 （事務局長が挙手し、議長が指名する）
事務局長	（議案書、朗読説明）
議長	事務局より補足説明願います。 （事務局が挙手し、議長が指名する）

事務局	ご説明いたします。総会議案書は22ページをご覧ください。 2月5日に農政専門部会を開催いたしまして、部会員の皆様からご検討いただき提案するものです。 まず、労働賃金ですが、他市町村の令和2年度の労働賃金、それから山形県の最低賃金を参考といたしまして、田一般作業、畑作業について、甲、乙とも、オペレーターについても20円増となっております。 最低賃金は平成30年から令和元年にかけて27円の改訂がありましたので、30円までは届いていないということで、20円の同額と考えたところです。 それから機械作業料金ですが、別冊でお配りしておりますが令和2年度遊佐町農作業基準賃金（案）という冊子の7ページをご覧ください。 各農作業ごとの詳細な試算結果の生の金額を載せております。 この冊子の6ページまでの、計算式入っているんですけれども、それではじきだしたものであります。試算をすると真ん中の「R2試算額」の欄のように金額に動きがあったわけでございますが、ほぼ試算どおりということで、議案書の22ページの額に農政専門部会では話し合われました。 草刈りの背負式のみ、労働の大変さから昨年度と同額の1,800円としたところです。また、草刈りの背負式の備考について、調整委員会で農政専門部会の内容を報告したところ、除草剤を降るということもあるということでご意見がありまして、新規に除草剤使用の場合は別途と記載したところです。 菅原農政専門部会長から、補足などありましたらお願いできればと思います。 以上です。
議長	それでは、8番菅原農政専門部会長より、補足ありましたらお願いいたします。
8番菅原幸男委員	2月5日、満場一致で、この総会に上程したわけですけれども、試算式が根拠となっておりますので、まずこれを基準にみなさんもらうしかないのではないかと私も思いました。 草刈りで、背負い式の草刈り機の単価については意見が出まして、計算式見ますと、賃金が甲の1,280円、そのへんがちょっと若干、1,480円にしたいという話がありました。これについては以上です。皆さんよろしくお願いいたします。
議長	それでは、ただいまの事務局からの議案説明と菅原農政部会長からの説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし） ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。 議第57号　遊佐町農作業基準賃金の設定について、原案のとおり設定する事に、賛成の方は挙手をお願いします。 （出席委員全員挙手） 全員賛成ですので、議第57号　遊佐町農作業基準賃金の設定について原案のとおり設定する事に決定いたします。 次に、議第58号　遊佐町参考賃借料について、事務局の説明を求めます。
事務局長	（議案書、朗読説明）

議長	事務局より補足説明願います。 （事務局が挙手し、議長が指名する）
事務局	それでは説明いたします。 平成21年の農地法改正後、借り手と貸し手双方が話し合いで決定できない場合の参考資料として、参考賃借料といった形で金額を提示してきました。また、平成23年度から参考賃借料を改訂し見直しを図ってきたところです。 これまで、1等級の田で21,000円、19,000円、17,000円と据置の期間もはさみながら減額となってきましたが、平成27年度から17,000円で、平成28年度、平成29年度、30年度までは据え置きとさせていただいたところです。しかし庄内他市町の状況や農業の情勢、土地改良区の償還金の関係なども検討し、平成31年度は田については一律2,000円減で議決されたところでございます。 5日の農政専門部会では、土地改良区の償還金を主に検討材料として話し合われましたが、令和2年度は据置とし、また来年度検討することとして了承されたところです。 決定されましたら、実勢賃借料や作業賃金と併せまして、3月15日発行の広報のお知らせ号に折込したいと考えております。その原稿を両面刷りのものですが、お配りしておりますのでご覧ください。 この中で、土地改良区さんの経常賦課金等の金額の欄がありますが、土地改良区の両事務局に令和2年度の金額について問い合わせたところ、今年度と同額で考えているということでした。ただし、正式には3月13日の総代会で決定されるということでしたので、これまでは記載しておりませんでしたが、広報折込が3月15日ということもあり、※印の文言を入れるべきかとも思いましたので、ご審議いただければと思います。 なお、令和元年度の共済組合の等級別の引き受け数量、農地区分等、を別添でお配りしておりますので、ご参照ください。 こちらも、菅原農政専門部会長より補足がありましたら、よろしくお願いいたします。 以上です。
議長	それでは、8番菅原農政専門部会長より、補足がありましたらお願いいたします。
8番菅原幸男委員	はい、これもさきほどと同じように、2月5日に一緒に開催いたしました部会で話し合われました。事務局の説明のとおり、15,000円が今回の最大の論点となり、月光川土地改良区の償還金の関係も、来年度が山場というか、一つの区切りですので、今回は同じ、現状維持ということで、来年から下げてはどうかという皆さんの意見がありましたので、このように決定いたしました。 以上です。
議長	それでは、ただいまの事務局からの議案説明と菅原農政部会長からの補足説明ありましたけれども、質問・意見等発言のある方は挙手願います。 それでは私から、来年からということでしたけれども、来年から下げる予定なんでしょうか。
8番菅原幸男委員	本当はある一部の委員からは下げた方が良いという意見も出たんですが、改良区との関係もありますので、来年は下げる報告で考えて見てはど

	うかということで、まとまったところです。
議長	私は1年待った方が良いのではないかという意見でありますけれども、今年、来年、再来年、再来年になるといいと思いますけれども、検討の方よろしくお願いします。
8番菅原幸男委員	それはまた来年検討いたします。
議長	他にありますか。 （質問、意見なし） ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。 議第58号　遊佐町参考賃借料について、原案のとおり設定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （出席委員全員挙手） 全員賛成ですので、議第58号　遊佐町参考賃借料について原案のとおり決定いたします。 予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 （委員、事務局共になし） ないようですので、これで2月の定例総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。